大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 50 条第 1 項第 8 号の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しますので、お知らせします。

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 合同会社山之内
- (2) 代表者 代表社員 山之内 雅美
- (3) 所在地 大東市三住町 11番 45号

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 パオ介護サービス
- (2) 所在地 大東市住道一丁目9番8号
- (3) サービス種別 居宅介護・重度訪問介護・同行援護
- 3 指定取消年月日 平成 29 年 11 月 17 日

4 指定取消の理由

(1) 不正の手段による指定

当該法人の代表者は、大阪府への指定申請から事業開始までの間に、サービス提供 責任者が常勤専従できなくなったことを知ったにもかかわらず、申請の取り下げ等を 行うことなく虚偽申請の状態で事業を開始した。